

車でまわる徳島移住体験！モデルコース及びプロモーションツール制作業務 仕様書

1. 委託業務名

車でまわる徳島移住体験！モデルコース及びプロモーションツール制作業務

2. 業務の目的

本県への移住希望者が、移住先を検討するために県内各地を訪問する際、二次交通が乏しく、移動手段を確保することが課題となっている。そのため、車を利用し、移住先を探す方が多い。

本事業では、車で移動しながら周辺環境の確認や生活体験ができるよう、移住先探しのモデルコースを作成し、広報することで、移住実現への後押しを図り、本県への移住を促進することを目的とする。

3. 委託業務内容

本業務で制作するプロモーションツールは、印刷物とデジタルコンテンツとし、デザイン性のほか、移住先として本県の魅力や暮らしが移住検討層に印象づけられる内容とする。

本業務では、これらの制作にかかる取材・撮影・編集（ディレクション含む）・原稿作成・成果物制作など、一切の業務を委託する。

（1）モデルコースの提案

次の要件を満たしたモデルコースを5コース程度提案すること。

- ①徳島駅もしくは徳島空港を発着とした2泊3日の行程とすること。
- ②車利用を想定したコースとし、少なくとも1コースはキャンピングカー（軽自動車のキャンピングカー含む）を利用したコースとすること。
- ③モデルコースは、県東部・南部・西部のエリア別のほか、移住検討層へのアプローチとして最適なテーマを設定し、提案すること。

（2）印刷物制作

上記（1）で作成したモデルコース全てを掲載した印刷物を作成すること。

- ①基本仕様 仕上がりサイズA4以内、12頁程度、全ページカラー
※手に取りやすく見やすいものとなるよう、形状や折り、綴じ加工等を提案すること
- ②納品形態 (ア) 紙媒体（1,000部）
(イ) CD-R等電子媒体（加工可能な版下データ（aiデータ）、PDFデータ、制作物の中で使用した個別の画像やイラスト等のデータ（JPEG）
- ③掲載内容 (ア) 「市町村移住相談窓口」、「地域住民の交流施設」、「お試し住宅」及び「農林漁業等の産業体験施設等」等の一覧表
※県が有している情報については、必要に応じ別途提供する
(イ) 上記（1）で提案したコース別に、移動時の所要時間や上述（ア）に記載のある施設等を記したルートマップ及びその説明
- ④その他 (ア) 掲載地域や市町村に偏りがないようバランスを取ること
(イ) 必要な個所に二次元コードを掲載すること

(3) デジタルコンテンツ制作

上記(1)で提案したモデルコースを基に、本県がターゲットとする子育て世代や若年層等の移住検討層に訴求力のあるゲスト(インフルエンサー等)を起用した動画を計2本制作すること。

- ①映像長さ (ア) 3分程度、1本、県YouTubeでの配信を想定
(イ) 30～60秒程度、1本、県SNSでの配信を想定
- ②収録内容 上記(1)で提案したモデルコースをゲスト(インフルエンサー等)が体験し、徳島での移住先探しへの誘導を図る内容とすること
- ③納品形態 DVD-R等電子媒体(MP4形式データ)
- ④その他 (ア) 出演するゲスト(インフルエンサー等)は県と協議の上決定すること
(イ) 必要に応じ、テロップやナレーション、BGM等を挿入すること
(ウ) (2)パンフレット制作の内容とリンクを図ること

(4) 県ホームページに掲載する記事の作成

上記(2)及び(3)の成果物を基に、県ホームページに掲載する記事を作成すること。

- ①本数 1本
- ②掲載HP 徳島県移住ポータルサイト「住んでみんなで徳島で！」
- ③作成内容 移住体験モデルコースの活用について、文章や画像等で紹介し、本県への移住検討者に来県を促し、移住先探しの参考となる内容とすること
- ④納品形態 電子メール等(Wordファイル、JPEGファイル等)
- ⑤その他 記事の県ホームページへの掲載作業は徳島県が行う

4 想定される使用方法

- (1) 移住相談会や移住フェア等へ来場された本県への移住検討者への配布
- (2) 県ホームページやインターネット動画サイト等への掲載
- (3) メディア等への掲載 等

5 その他

- (1) 事業実施に当たっては、徳島県と十分協議の上、進めること。
- (2) 制作に必要な作業を担うスタッフは受託者で確保すること。
- (3) 制作に必要な資料(映像、写真、文献等)は、受託者において関係機関より借受け、責任を持って返却すること。第三者が保有する素材を使用する場合、著作権処理を必ず行うこと。
- (4) 著作権、肖像権等に関して、権利者の承諾が必要な場合は、徳島県と緊密な連携を図りながら、受託者が必要な権利処理を行うこと。
- (5) 成果物及びその構成素材に関する著作権(制作過程で作られた素材等の著作権も含む。)その他の権利は、全て徳島県に帰属するものとする。
- (6) 本委託業務において、制作・納品された成果品を委託期間が終了し、又は委託契約が解かれた後においても、期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等あらゆる媒体、手段、手法により公表(公開、配布、放送等)することができるよう、二次利用可能な権利に関する調整を行うこと。

- (7) 業務の遂行にあたり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者がその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定する。
- (8) 本事業を行う上で、取得した個人情報については、徳島県個人情報保護条例等を守り、適正に取り扱うこと。
- (9) この仕様に定めのない事項については、徳島県と受託者が協議して決定する。